

令和 2 年 5 月 26 日
一般社団法人吉川慎之介記念基金
代表理事 吉川優子

成育医療等協議会 成育医療等基本方針策定に向けた成育医療等のあり方について

成育基本法について、意見を述べさせていただきます。

私は、息子の事故の教訓から、子どもの死亡事故など重大事故を予防するための活動を続けています。一遺族という立場、一人の保護者、母親という立場からも、本法律の重要性を実感しております。

日本は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の批准国です。成育基本法が子どもの権利を守り、我が国における子ども法として効力を持ち、国際的にも評価されるものとして社会に根ざすことを希望します。

成育基本法は、すべての子どもが幸せに生きることができる安全な環境・社会を構築し、子どもの命を育むために必要とされる具体的かつ科学的な取組や活動を、確実に実行するための根拠となる法律であると理解します。

1. 子どものための法律として社会全体に周知し理解を共有する

成育基本法は、国が、子どもを社会全体で育むことを表明する重要な法律であることから、保護者の方をはじめ子どもに関わる全ての人に周知し、社会全体で理解を共有することが重要だと思います。そして、当事者が必要な情報やサポート・サービスに、適切なタイミングでアクセスできる状況と環境整備が必要です。

法律や制度が理解されていない、あるいは正しく運用できていない状況下で、子どもが危険に晒され、命が失われてしまう事故や事件が起きています。例えば、保育・学校現場では、遵守すべきものとして、保育所保育指針、幼稚園教育要領、学校保健安全法やいじめ防止対策推進法などがあげられますが、平成 28 年 3 月には内閣府・厚生労働省・文部科学省から保育・学校管理下における子どもの重大事故に関するガイドラインⁱ（以下保育・学校事故ガイドラインとする）が示されたにもかかわらず、重篤な障害を負う事故や死亡事故が発生していますⁱⁱ。現状の様々な問題や課題を鑑みて、周知の徹底と有効な広報活動・事業について、具体的な検討をお願い致します。

ⁱ 内閣府・厚生労働省・文部科学省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」文部科学省「学校事故対応に関する指針」

ⁱⁱ 参考資料：日本子ども安全学会機関誌「子ども安全研究」第 4 号 教育・保育施設での事故調査を展望する 寺町東子（弁護士・社会福祉士・保育士）

2. 防げる死を予防する一子どもの事故検証制度とチャイルド・デス・レビュー

これまで、子どもの事故死などに関しては、死因検証や原因究明がなされることなく、同様の事故が繰り返し発生する状況が続いていました。子どもの死を検証するにあたっては、その子どもに関わる全ての人が、法律や制度に則り、真摯に向き合うことが大切だと思います。チャイルド・デス・レビューの制度化に期待をしています。

子どもの死亡事故が発生した場合、遺族や当事者が原因を知るためには、裁判や警察の捜査などに頼るほかないという現状があります。それでも、子どもの死亡事故が刑事裁判や民事裁判などに発展することは一部の事例でしかなく、裁判が真実究明とは程遠い結果に至ることも少なくありません。繰り返される子どもの死を防ぐために、再発防止と未然防止を目的とした原因究明と事故検証について、法的根拠と効力ある制度が必要です。

子どもの重大事故調査・検証制度の先例としては、保育・学校事故ガイドラインに基づく調査・検証制度がありますが、管轄省庁や自治体によって対応が分かれています。国主導で行われた学校管理下で発生した子どもの事故調査としては、平成 23 年 7 月に神奈川県大和市の私立幼稚園で発生したプール事故について、消費者庁の消費者安全調査委員会が実施した調査ⁱⁱⁱ（以下幼稚園プール事故調査）があります。この幼稚園プール事故調査については、平成 30 年 4 月に消費者庁より「教育・保育施設等におけるプール活動に関する実態調査報告」が発表されました。自治体主体の第三者委員会や事故検証委員会などで、継続的な検証や評価、全国に向けた提言や注意喚起などが実施される事案はほとんどありません。事故調査委員会を経験した委員などによる有識者会議を設置するなどし、個別検証と第三者委員会や事故調査・検証委員会の在り方、現行の事故検証制度についても検討・検証が必要だと思います。

また、検証で重要となる初動調査の内容（捜査機関による事故直後に実施される検視含む実況見分調書など）は、有効な再発防止策を検討するためにも公益に資する情報であると考えます。刑事訴訟法第四十七条「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」この但し書きの部分に関する法的根拠について、具体的な検討と法整備をお願い致します。

そして、再発防止と未然防止が目的の検証の中で、遺族や当事者が取り残されることのない対応と、妊娠～出産～成育過程において子どもの命が失われたとき、切れ目ない支援として、公的機関による対応やグリーンサポートについても検討をお願い致します。

ⁱⁱⁱ 消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書 平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故 平成 26 年 6 月 20 日 消費者安全調査委員会

3. 地域主体の取組—子どもの事故予防と安全に関わる活動

各自治体で、子どもに関わる様々な取組が実施されていると思いますが、今後、成育基本法に基づく支援や科学的な情報等が、確実に地域社会に反映される仕組みや体制構築などについて地域格差が生じないよう、情報共有や取組に対する評価システムなどを整備する必要があると思います。

現在実施されている地域主体の取組として、保育・学校事故の教訓をいかすために遺族や地域の方とともに実施している事例を紹介いたします。

愛媛県西条市では、平成24年に発生した幼稚園のお泊り保育中に発生した水難事故の教訓をいかすために、市内すべての保育所・幼稚園・小中高等学校関係者が情報を共有するための合同連絡会「西条市就学前関係者合同連絡会」を発足させ、平成30年4月から市内2か所ある消防署に子ども用のライフジャケットを無料で貸し出す事業を開始しました^{iv}。令和2年1月には、西条市と愛媛大学の地域連携事業として、子どもの事故予防と安全対策などを学ぶ西条市「子ども安全管理士講座」^vを開講し、子どもの安全に関わる講習会を実施しています。子ども安全管理士講座に関しては、先行して実施している長崎県大村市の取組を参考にしています。大村市では、地域の小児科医主催のNPO法人^{vi}と共催で、地域主体で保育・教育施設の職員向けの「子ども安全管理士講座」を開催しています。

さいたま市では、2011年に小学校6年生の生徒が、駅伝の課外練習中に倒れ、救急搬送後に死亡した事故について、遺族とともに実施した原因究明と事故検証を基に、「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」を開発しwebサイトで公開し、AEDと救命救急講習の普及活動も行われています。

各自治体で行われている有効な対策や取組、研修制度など、全国で共有できる仕組みも必要だと思います。

4. 学校との連携体制構築と整備—子どもの命と尊厳を守るために

医療・福祉・教育機関が連携を図り、成育過程において切れ目ない支援を実現するためには、学校との接続・連携は欠かせないと思います。

成育基本法に基づく施策は多岐にわたり、その一つ一つに教育が紐づきますが、性教育をはじめ、人間の多様性を学び尊重する教育や安全と予防の理解など、子どもの

^{iv} 消費者庁平成30年版消費者白書 第2章【特集】子どもの事故防止に向けて：愛媛県西条市:事故の教訓をいかした安全対策の実施

^v 子ども安全管理士講座は、2015年に一般社団法人吉川慎之介記念基金が運営している日本子ども安全学会の理事を中心とした講師陣による子どもの安全管理を学ぶ講座として開講した。

^{vi} 別添参考資料 日本子ども安全学会機関誌「子ども安全研究」第5号 子ども事故（傷害）予防—地域主体の取組—長崎県大村市「子ども安全管理士講座」の実践から 出口小児科医院長出口貴美子

命に関わる教育は、文部科学省が掲げている「子どもの未来を支える皆様と共有したい 新しい学習指導要領－生きる力 学びの、その先へ－」という学習指導要領の趣旨からも、学校教育の中で実施することが最適だと考えます。地域や家庭環境に影響されることなく、子どもたちが平等に学びの機会を得ることができるように、医療・福祉・教育関係者が連携を図り、科学的な教育プログラムを開発し、学習指導要領でも明示していただきたいと思えます。

また、保育士や教員の養成課程において、子どもの命と安全に関する教育は専門知識の習得として重要科目であり、例えば、保育・学校事故検証報告書やチャイルド・デス・レビューなどで示された予防策や安全対策に関する情報を、保育士養成課程の科目「子どもの健康と安全」や、教職課程の「教育の基礎的理解する科目」^{vii}で活用するなど、保育・学校事故ガイドライン等と併せ、成育基本法に基づく科目内容の拡充など、保育者・教育者の育成についても重要な課題であると考えます。

5. 情報の一元化と包括的な支援の実現に向けて

幼保一元化をはじめ、平成28年6月に子どもの事故死に関する情報を集約するための「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」が設置されるなど、政府内でも多機関連携と一元化について重要性が認識され、対応が進められていると理解しています。成育基本法に基づく安全・安心な社会環境を構築することは、公共事業であり経済活動にも直結する側面があることから、横断的な対応と包括的かつ切れ目ない支援を将来にわたり持続させるために、「子ども家庭庁」の創設に賛同いたします。

6. 子どもの声に耳を澄ます

成育基本法に関して、当事者である子ども、保護者、妊産婦の方々の意見を聞くことは、とても重要なことです。とりわけ子どもには、大人が積極的に耳を傾ける必要があります。子どもに対し、子ども自身に関わることを大人の都合に合わせるかたちで一方的に強いるのではなく、真摯な説明と丁寧な対話を重ねることが大切だと思います。成育基本法について、子どもが自分自身に関わる法律であることを理解し、自分たちのものとして受け止めることは自尊心を育むことにも繋がるはずです。子どもたちに成育基本法を次世代へ引き継いでもらうためにも、子ども主体の協議会を開催するなど、子どもたちの声に耳を澄まし、共に考える仕組みを検討していただきたいと思えます。

^{vii} 教育職員免許法及び同法施行規則改正前後の教職課程の科目等一覧より一教職課程の教育の基礎的理解に関する科目：ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

7. さいごに一遺族の経験から

平成24年7月20日に息子の慎之介（当時5歳）は、幼稚園のお泊り保育で実施された川での水遊び中に溺死をしました。事故当時、保育・学校事故ガイドラインなどはなく、行政には私立幼稚園に対して指導監督する権限は無いということで、再発防止や原因究明のための公的な事故検証はなされませんでした。独自に事故検証委員会を発足させ、安全管理に関する提言をまとめた報告書を、愛媛県と西条市に提出しました^{viii}。一方で、事故直後から警察による捜査が進められていましたので、刑事裁判を通じて事実を知ることになりました。事故後、遺族として事実と向き合うために重要だと感じたのは、情報、制度、法律、支援、対話です。

制度と支援に関しては、刑事裁判に参加するための被害者参加制度と、被害者支援に大変救われました。被害者参加制度を利用したことで、捜査資料の閲覧が可能となり、事故当日の状況や死因について理解することができました。事故直後から警察の方が捜査に関する説明と対応を続けてくださったこと、検察官の方々が、刑事裁判や事故に対する様々な疑問に説明を重ねてくださったこと、被害者支援センターのグリーフサポートによって、グリーフ（悲嘆）を科学的に理解し、子どもの死と自分自身と向き合えたことで、裁判など厳しい現実を乗り越えることができました。子どもの死亡事故等の対応に関して、捜査関係者や弁護士などによる支援や対応も重要なものとなりますが、子どもの死を公的な問題として受け止め、行政・医療・福祉・教育機関などが連携した対応と支援体制が必要だと思えます。

子どもや保護者にとって、的確な情報と支援、制度へ繋がるのが重要であることを実感しています。そして、保護者は、子どもに関するあらゆる情報・知識を予め知っておく必要があります。子どもの命を守り育むために、成育基本法に基づく充実した制度・支援体制が構築されることを希望します。

親としては、子どもの命をいかしてほしいという想いがあります。子どもの重大事故や事件が起きた時、なぜ、こんなことになってしまったのだろう、どうすれば防ぐことできたのだろうと誰もが心を痛め、教訓をいかしてほしいと願うはず。しかし、そうした様々な疑問や複雑な想いを最も抱いている当事者は、子どもたちです。私たちの中に湧き上がる「なぜ、どうすれば」という感情や想いを、子どもの声と受け止め、現状の様々な問題や課題と真摯に向き合わなければならないと思えます。

すべての子どもたちのために、成育基本法が生きた法律として、社会に根ざすことを願います。

^{viii} 学校法人ロザリオ学園西条聖マリア幼稚園管理下における園児溺死事件に関し学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会 委員：住友剛（京都精華大学教授）小佐井良太（愛媛大学教授）石井逸郎（弁護士）